

ギャンブル等への のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは依存症対策全国センター（NCASA）のホームページをご覧ください。

依存症対策全国センター



<https://www.ncasa-japan.jp/>



GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】

046-240-7279

（公社）ギャンブル依存症問題を考える会

03-3555-1725

ギャマノン【家族・友人】

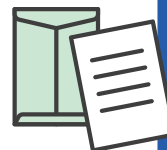
03-6659-4879

（NPO）全国ギャンブル依存症家族の会

090-6737-8665

貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターに自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度です。



※申告できるのは原則ご本人のみです。

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（㈱日本信用情報機構（JICC）、㈱シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。

お問い合わせ先

日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル **0570-051-051**

日本貸金業協会



<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル **0120-540-558**

TEL（携帯電話から） **03-3214-5020**



全国銀行協会



<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

家計のお悩み

してみませんか？
相談



肩代わり・借金・ローン・
ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など

借入れ・ローンの返済などにお困りの方は
こちらのリーフレットをご覧ください。

金融庁
Financial Services Agency

多重債務問題で困っても、
ヤミ金融には絶対に
手をださないで。



正規の貸金業者とは、
国(財務局)・都道府県で
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、給与ファクタリング、後払い(ツケ払い)現金化においては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込まれる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を
確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会



https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php



ヤミ金融から連絡があっても、
毅然とした態度で、
無視しましょう。

※連絡を取ることがあなたの情報を
与えることになります。



もし被害にあったしまったら一人で悩まず、
まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、

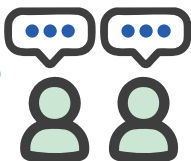
日本貸金業協会

都道府県庁の相談窓口

消費生活センター

警察

などにすぐに連絡してください。



金融庁のホームページでも
多重債務問題について
掲載しています。

金融庁 多重債務



<https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/>



多重債務に関するお問い合わせ先

一般消費者向け相談窓口

四国財務局 多重債務者相談窓口 受付日時 月～金曜日(祝日及び12月29日から1月3日を除く) 9時から12時、13時から17時	087-811-7801
高知県立消費生活センター 相談時間 日～金曜日(祝日及び年末年始を除く) 9:00～16:45 ※県内各市町村の相談窓口でも対応しております。	088-824-0999
消費者ホットライン ※お近くの市区町村や都道府県の消費生活センター等の 消費生活相談窓口をご案内します。	188
(公財)日本クレジットカウンセリング協会 受付日時 月～金曜日(12月28日～1月4日及び祝日等を除く) 午前10:00～12:40、午後2:00～4:40	0570-031640
法テラス・サポートダイヤル 受付日時 平日9時～21時、土曜日9時～17時(祝日・年末年始を除く)	0570-078374
高知弁護士会法律相談 高知弁護士会法律相談センター【有料・要予約】 【受付～平日10:00～12:00、13:00～16:00】【相談日＝月、火、木】	088-822-4867

高知県司法書士会 総合相談センター (対応時間:9:00～16:00 土・日・祝日を除く)	088-825-3143 (予約受付専用番号)
--	----------------------------

事業者向け相談窓口

四国財務局 多重債務者相談窓口 受付日時 月～金曜日(祝日及び12月29日から1月3日を除く) 9時から12時、13時から17時	087-811-7801
高知県 商工労働部 経営支援課 受付日時:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 8時30分～17時15分	088-823-9905
法テラス・サポートダイヤル 受付日時 平日9時～21時、土曜日9時～17時(祝日・年末年始を除く)	0570-078374
日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター ひまわりほっとダイヤル 【有料・要予約】 【受付～平日9:00～12:00、13:00～17:00】 【相談日＝平日】	0570-001-240
高知県司法書士会 総合相談センター (対応時間:9:00～16:00 土・日・祝日を除く)	088-825-3143 (予約受付専用番号)

市区町村の相談窓口

高知市	高知市消費生活センター(くらし・交通安全課)	088-823-9433
南国市	南国市消費生活センター(商工観光課)	088-880-6205
幡多広域市町村圏事務組合	幡多広域消費生活センター	0880-34-8805
室戸市	産業振興課	0887-22-5116
安芸市	商工観光水産課	0887-35-1011
南国市	商工観光課	088-880-6560
土佐市	産業振興課	088-852-7679
須崎市	元気創造課	0889-42-3951
宿毛市	企画課	0880-62-1255
土佐清水市	観光商工課	0880-82-1115
四万十市	環境生活課	0880-35-4147
香南市	商工観光課	0887-50-3013
香美市	商工観光課	0887-53-1084
東洋町	総務課企画調整室	0887-29-3395
奈半利町	住民福祉課(奈半利町立福祉センター)	0887-38-4204
田野町	地域振興課	0887-37-9316
安田町	町民生活課	0887-38-6712
北川村	産業政策課	0887-32-1221
馬路村	健康福祉課	0887-44-2112
芸西村	産業振興課	0887-33-2113
本山町	まちづくり推進課	0887-76-3916
大豊町	地域福祉課	0887-72-0450
土佐町	企画推進課	0887-82-2450
大川村	総務課	0887-84-2211
いの町	産業経済課	088-893-1115
仁淀川町	企画振興課	0889-35-1082
中土佐町	まちづくり課	0889-52-2365
佐川町	住民課	0889-22-7706
越知町	産業課	0889-26-1105
梶原町	保健福祉課	0889-65-1170
日高村	産業環境課	0889-24-4647
津野町	町民課	0889-55-2314
四万十町	にぎわい創出課	0880-22-3281
大月町	産業振興課	0880-73-1115
三原村	総務課	0880-46-2111
黒潮町	産業推進室 商工観光係	0880-43-2113